

松阪市都市公園  
公園施設長寿命化計画

令和6年2月

三重県 松阪市

## 1. 都市公園整備状況

(令和6年2月末時点)

| 管理対象都市公園の数 | 管理対象都市公園の面積         | 一人当たり都市公園面積      |
|------------|---------------------|------------------|
| 187        | 37.0ha <sup>※</sup> | - m <sup>2</sup> |

※管理対象公園数は、公園面積が2ha以上の公園及び遊具設置の公園の数

※管理対象都市公園面積は2ha以上の公園を対象とし、中部台運動公園、松阪市総合運動公園、カネボウ跡公園、松阪公園、広陽公園、上川町遊歩道公園、宝塚古墳公園の合計面積を記載

※一人当たり都市公園面積は、管理対象都市公園数及び管理対象都市公園の面積が、市内公園の総数・総面積でないため記載不要。

## 2. 計画期間（西暦） 2024年度～2033年度（10箇年）

### 3. 計画対象公園

#### ①種別別箇所数

| 街区  | 近隣 | 地区 | 総合 | 運動 | 広域 | 風致 | 動植物 | 歴史 | 緩緑 | 都緑 | その他 | 合計  |
|-----|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|-----|-----|
| 178 | 4  | 1  | 1  | 2  | 0  | 0  | 0   | 0  | 0  | 0  | 1   | 187 |

#### ②選定理由

本市における公園施設の計画的な維持管理の方針を明確化、共有するとともに、施設ごとに管理方針、長寿命化対策の予定時期・内容などを最も低廉なコストで実施できるよう、都市公園施設の老朽化に対する安全対策の強化と、将来の改築・更新に係るコストの縮減や平準化を図るため。

## 4. 計画対象公園施設

#### ①対象公園施設数

対象公園施設数を以下に示す。

| 園路広場 | 修景施設 | 休養施設 | 遊戯施設 | 運動施設 | 教養施設 | 便益施設 | 管理施設 | 合計   |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 139  | 11   | 86   | 585  | 28   | 35   | 68   | 681  | 1633 |

#### ②これまでの維持管理状況

これまで全ての公園施設（建築物、遊戯施設、その他公園施設）を対象に、公園管理者及び委託業者による維持管理、維持保全（清掃・保守・補修）、日常点検、定期点検、法令点検を行っている。

遊戯施設は、これらの管理に加え、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び社団法人日本公園施設業協会（JPFA）が策定した「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」に基づき毎年1回の定期点検を実施している。これら維持保全や点検時に異常が発見された場合、緊急度の高いものから補修を行ってきた。

### ③選定理由

計画対象公園の公園施設を対象とする。ただし、管理類型に関わらず植栽、仮設構造物、設置許可施設及び占用物は計画対象から除く。

## 5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

### （1）点検調査実施時期・期間

2022年11月から2023年1月、2023年7月から8月の期間に点検調査を実施。

### （2）点検調査方法

健全度を把握するための点検調査方法は、国土交通省の「公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改訂】（平成30年10月）」（以下、「指針（案）」という。）に従い実施した。

表 1. 点検調査方法

| 分類    | 健全度調査内容・基準等  |
|-------|--|
| 一般施設  | 目視・触診等により、各施設全体及び主要部材の劣化状況（腐食・腐朽、ひび割れ、破損など）を踏まえ調査を行った。 |
| 遊戯施設  | 定期点検の結果を活用し健全度を把握した。                                   |
| 建築物   | 建築物点検マニュアル等に基づき調査を行った。                                 |
| 土木構造物 | 各種構造物の技術基準等に基づき調査を行った。                                 |
| 各種設備  | 法令点検の結果の活用および目視による劣化点検を行った。                            |

### （3）点検調査結果の概要

予防保全型管理の施設（764施設）に対して健全度調査を実施した。判定結果は、D判定は0施設（約0%）、C判定が264施設（37.2%）、B判定が366施設（47.9%）、A判定が114施設（14.9%）であった。

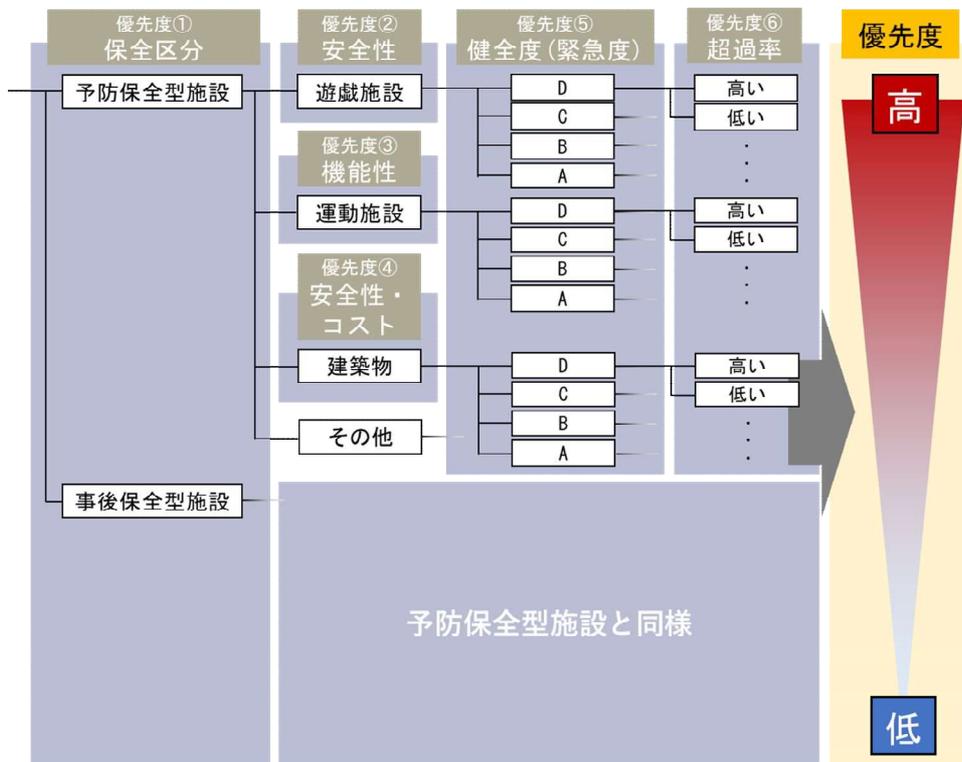
表 2. 点検調査結果

|      | A   | B   | C   | D | 合計  |
|------|-----|-----|-----|---|-----|
| 管理施設 | 53  | 52  | 13  | 0 | 118 |
| 休養施設 | 21  | 15  | 5   | 0 | 41  |
| 修景施設 | 1   | 3   | 0   | 0 | 4   |
| 便益施設 | 7   | 7   | 2   | 0 | 16  |
| 遊戯施設 | 32  | 289 | 264 | 0 | 585 |
| 合計   | 114 | 366 | 284 | 0 | 764 |

## 6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、表3に示す保全区分や健全度判定、超過率<sup>※</sup>等の順に設定した。

表 3. 対策の優先順位



※超過率＝（設置後の経過年数）÷（施設の使用見込み期間）

経過年数が同じでも使用見込み期間が短い施設は長い施設よりも劣化の度合いは大きいと言えるため、対策を優先的に実施する。

### （2）利用状況および今後の活用方針

- ・継続したサービス提供のため、安全・安心な公園施設利用、効果的な維持管理や改築・更新を行う。

## 7. 対策内容と実施時期

### (1) 日常的な維持管理に関する基本的方針

#### ①管理体制

公園の管理体制は、現状と同様、図1の通りとする。

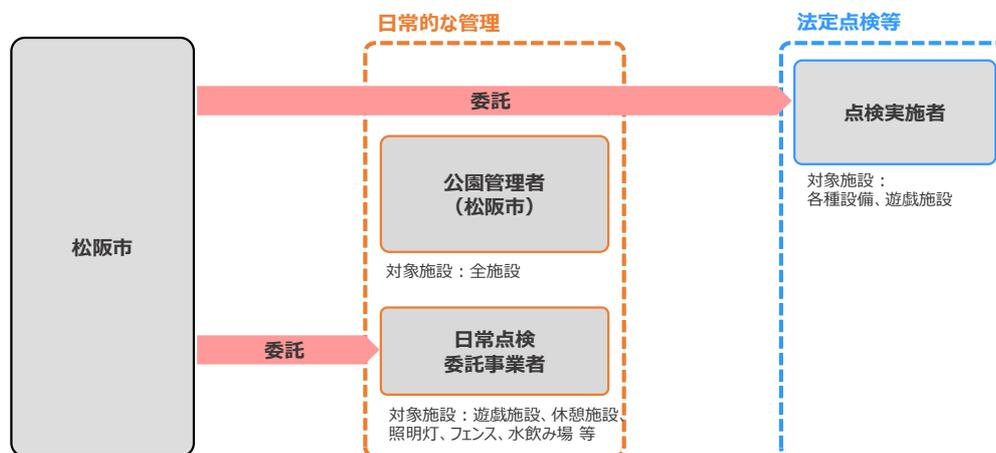


図 1. 松阪市における都市公園の管理体制

表 4. 公園管理の実施者と役割

| 実施者            | 役割   |
|----------------|--|
| 松阪市<br>(公園管理者) | <ul style="list-style-type: none"> <li>維持管理方針の検討や予算の調整</li> <li>各管理者との連絡・調整</li> <li>定期点検の実施委託、その結果に基づく対応の指示、維持管理方針の修正</li> <li>日常点検と定期点検の実施、その結果に基づく応急措置の検討</li> <li>業務範囲を超えるような補修や更新が必要な場合は、県への報告</li> </ul> |
| 点検実施者          | <ul style="list-style-type: none"> <li>法定点検（定期、法令、精密点検）の実施</li> </ul>  |

## ②点検実施者

表 5. 点検実施者の要件と対応等

| 点検実施者      |          | 要件  | 点検区分 | 主な対象施設    |
|------------|----------|---|------|-----------|
| 公園管理者      | 職員       | 遊具日常点検講習履修者または、同等の知識を有している者、日常点検講習会に参加した者                                       | 日常   | 全施設       |
| 委託業者       | 担当者      | 遊具日常点検講習履修者、または、同等の知識を有している者、日常点検講習会に参加した者                                      | 日常   | 全施設       |
| 専門業者       | 専門・担当技術者 | JPFA の点検資格（公園施設製品安全管理士、公園施設製品整備技士、公園施設点検管理士または公園施設点検技士）を有する者または、同等以上の知識や経験を有する者 | 定期   | 予防保全型施設   |
|            | 有資格者     |   |      | 建築施設      |
| 専門業者（外部委託） | 有資格者     | 各種施設の点検に応じた有資格者   | 法令精密 | 設備（電気、機械） |

## ③点検方法

表 6. 点検方法と頻度

| 点検         | 内容と方法   | 頻度                                       | 実施者   |
|------------|---|--|-------|
| 日常点検       | 該当施設の外観（全体）を目視、触診にて異常の有無を確認する。                        | 週1回程度                                    | 公園管理者 |
| 定期点検       | 目視や触診、打診、聴診、負荷確認、計測等により、構造上重要な部位の劣化、可動部や消耗部材の劣化を確認する。 | 健全度調査等にて対応<br>遊戯施設：年1回<br>遊戯施設以外：5年に1回程度 | 専門業者  |
| 法令点検（保守点検） | 法律に定められた点検項目に則り、水質や電圧等の確認も含めた診断を行う。                   | 年1～2回（法律で定められた周期）                        |       |
| 詳細点検（精密点検） | 分解作業や測定機器を使った検査等、より精度を高い診断を行う。                        | 必要に応じ適宜                                  |       |

## ④異常が発見された場合の措置方法

- ・施設に異常が発見された場合は、状況に応じて使用禁止、立入禁止措置を講じる。
- ・その後、予防保全型管理の施設の場合は、速やかに健全度調査を実施し、応急措置あるいは補修策を検討する。
- ・事後保全型管理の施設の場合は、状況に応じて撤去・更新・応急措置を検討する。

## (2) 公園施設の長寿命化のための基本方針

### ① 予防保全に類型した施設

- ・使用見込み期間は、指針（案）の設定例をもとに設定する。
- ・ライフサイクルコストの縮減効果が得られない施設は管理類型の見直しを行う。
- ・以下の施設については、ライフサイクルコストの縮減効果に関わらず予防保全とする。
  - (a) 遊戯施設：安全確保を第一に考える。
  - (b) 建築物：定期的な修繕・補修を行う。
- ・日常点検及び定期点検より施設の劣化、損傷を把握するとともに、施設の劣化や損傷の進行を未然に防止し長持ちさせるため計画的に補修を行う。
- ・健全度調査の頻度は下表のとおりとする。

表 7. 健全度調査の実施周期

| 対象施設               | 周期         | 備考  |
|--------------------|------------|---|
| 遊戯施設               | 毎年         | 日常の維持保全の中で異常を発見した場合は、その都度、必要に応じて健全度調査を実施する。 |
| 一般施設               | 5年に1回以上    |   |
| 土木構造物              | 5年に1回以上    |   |
| 建築物                | 5年に1回以上    |   |
| 各種設備(法令などの規定による点検) | 法律で定められた周期 |   |

- ・点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、補修や必要に応じて使用禁止措置を行う。
- ・健全度調査の結果、A または B 判定の施設は、補修周期に基づいて定期的に補修を実施する。
- ・健全度調査の結果、C または D 判定の施設については、優先的に補修・更新を実施する。

### ② 事後保全に類型した施設

- ・使用見込み期間は、指針（案）の設定例をもとに設定する。ただし、劣化や損傷、異常、故障が確認され、求められる機能が確保できないと判断された時点で、撤去・更新を行う。
- ・日常的な巡回や維持保全（清掃・保守・補修）、点検で公園施設の機能の保全と安全性を維持する。

## 8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による

## 9. 対策費用

表 8. 対策費用

|                         |              |
|-------------------------|--------------|
| A. 概算費用合計（10年間）【B+C】    | 4,012,550 千円 |
| B. 予防保全型施設の概算費用合計（10年間） | 817,334 千円   |
| C. 事後保全型施設の概算費用合計（10年間） | 3,195,215 千円 |
| D. 単年度あたりの概算費用【A/10】    | 401,255 千円   |

## 10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

長寿命化対策によるライフサイクルコストの縮減効果は10年間で約1,600万円である。

また、ライフサイクルコストの縮減だけでなく、本計画全体の長寿命化対策の実施により以下の効果が期待できる。

- ・各種公園施設の老朽化に対する安全対策を強化することができる。
- ・各種公園施設の劣化状況が把握でき、計画的な補修や更新を行うことが出来る。
- ・各種公園施設の補修や更新を計画的に行うことで、財政負担の軽減（修繕・更新費用の平準化）を図ることが出来る。
- ・長寿命化計画書に基づき維持管理を行うため、質の高い公園管理を行うことが出来る。

## 11. 計画の見直し予定

### ① 計画の見直し予定年度（西暦）

2029年度

### ② 見直し時期、見直しの考え方など

- ・次回以降の健全度調査の結果や対策費用の見込み額が長寿命化計画で定められた内容と著しく乖離した場合には、適宜計画の見直しを実施する。
- ・次回以降の健全度調査の結果や今後の利用状況等を踏まえ、市としての活用方針が長寿命化計画で定められた内容と著しく乖離した場合には、適宜、計画の見直しを実施する。